

小樽市告示第34号
令和6年2月6日

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の6の規定により小樽市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、小樽市森林整備計画変更案を縦覧に供する。

なお、小樽市森林整備計画変更計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、小樽市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

小樽市長 迫 俊 哉



1. 縦覧場所

小樽市花園2丁目12番1号 小樽市産業港湾部農林水産課内

2. 縦覧期間

自 令和6年2月 6日

至 令和6年3月 6日

} (休日、祝日を除く)